

愛玩動物看護師の免許付与手続きについて

1. 背景

新規申請者に対する愛玩動物看護師免許の付与について、農林水産大臣・環境大臣指定登録機関である「一般財団法人動物看護師統一認定機構」（以下、「機構」とする。）はその登録事務規程に基づき、愛玩動物看護師法（以下、「法」とする。）第4条に規定される、①罰金以上の刑に処せられた者（第1号）、②心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として省令で定めるもの（第3号）、③麻薬、大麻又はあへんの中毒者（第4号）、のいずれかに該当する者から愛玩動物看護師免許の申請があったときは、農林水産大臣及び環境大臣（以下、「主務大臣」という。）に対して免許付与の適否について照会することとなっている。

これを受けて、主務大臣は、免許申請書及びその添付書類等から申請者への免許付与の可否について、免許を与えない時期を定めて判断し、機構に回答する必要がある。また、上記②の者に免許を与えないとするときは、法第7条に基づき申請者の意見を聴取することとなっている。

一方、免許取得後の愛玩動物看護師が同法第4条の各号のいずれかに該当するに至ったときは、農林水産大臣及び環境大臣は、同法第9条に基づき、その免許を取り消し、または期間を定めて名称の使用停止を命ずることができる。

このため、農林水産大臣及び環境大臣は、行政手続法や獣医師法に準じて、欠格事由に該当する者への免許を与えるかどうかを決定する場合の手続きや、免許を与えない場合の意見聴取等の手続きについて、整備する必要がある。

2. 免許付与手続きについて（案）

免許付与の可否については、獣医師法の手続きに準じて検討してはどうか。

(1) 免許付与に係る審査手続きについて

新規申請者に対する免許付与に係る指定登録機関からの照会については、照会内容に応じて、主務省が

- ① 法第4条第3号以外の場合は、必要に応じて申請者から意見聴取等を行い、作成した判断の基準に基づき免許を与えない又は時期を遅らせるかについて判断
- ② 法第4条第3号の心身の障害の場合は、医師の診断書を確認し、必要に応じて医師の意見を聞き判断

するものとし、その判断の基準に関して審議会の意見を聴取することをご確認いただく。

(2) 判断の基準について

愛玩動物看護師の業務である「診療の補助」については、獣医師法第 17 条に規定する診療の一部であり、その業務は獣医師との緊密な連携のもとに行われることから、愛玩動物看護師に係る判断の基準は獣医師に対する行政処分基準と同等とするのも一案と考えられる。

当該判断の基準は、新規の申請に対しても準用する。

【参考1】愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）抜粋

（免許欠格）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（意見の聴取）

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

（免許取消し）

第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

【参考2】愛玩動物看護師登録事務規程

（受理後の処理）

第七条 1 （略）

- 2 免許申請書等に欠格事由の該当がある場合には、機構長は、主務大臣に免許付与の適否について照会し、主務大臣からその適否について決定通知を受けるものとする。

【参考3】行政手続法（平成五年法律第八十八号）抜粋

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
- イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- ロ～ニ (略)
- 二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であった者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

【参考4】獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）抜粋

(免許を与えない場合)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

- 1 (略)
- 2 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

(免許の取消し及び業務の停止)

第八条 獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

3 前項の規定により意見を聴かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事実を文書をもつて通知し、意見の聴取を行わなければならない。

4～6 (略)

7 第二項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。